

委 託 契 約 書

島根県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
とは、令和3年度島根県人権問題県民意識調査業務の委託について次のとおり
契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 甲は、令和3年度島根県人権問題県民意識調査業務（以下「委託業務」
という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の処理方法）

第2条 乙は、別添「委託業務仕様書」により、委託業務を処理しなければな
らない。

2 乙は、前項の「委託業務仕様書」に定めのない細部の事項については、甲
の指示を受けるものとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務に対する委託料として、金_____円（うち消費
税及び地方消費税の額_____円）を乙に支払う。

（委託期間）

第4条 委託の期間は、令和3年___月___日から令和4年3月31日までと
する。

（契約保証金）

第5条 (A) 乙が、甲に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B) 乙が、甲に納付すべき契約保証金は、金_____円とする。

（委託業務完了報告）

第6条 乙は、委託業務完了後、10日以内に委託業務完了報告書（以下「完了
報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第7条 甲は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委
託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、
遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第8条 甲は、前条の検査を終了した後、乙から適法な支払請求書を受理した

ときは、その日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第 9 条 乙は、正当な理由によらないで第 4 条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、甲が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年 2.5 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第 3 項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 甲が第 7 条第 1 項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第 10 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、甲の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
- (2) 乙が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
- (3) 乙が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行

為をしたとき

- (5) 乙がこの契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
 - (7) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※第5条(契約保証金)で(A)を用いる場合

第13条 乙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

※第5条(契約保証金)で(B)を用いる場合

第13条 乙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 甲は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 3 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、

この限りでない。

(費用負担)

第 16 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、
甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印
の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 島根県松江市殿町 1 番地
島根県
島根県知事 丸 山 達 也

乙

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
(秘密保持)
- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
(収集の制限)
- 第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集しなければならない。
(目的外利用及び提供の禁止)
- 第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
(適正管理)
- 第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(第三者への委託等の禁止)
- 第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
(第三者への委託等の準用)
- 第7 この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。
(業務従事者への周知)
- 第8 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
(複写又は複製の禁止)
- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
(資料等の返還)
- 第10 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
(資料等の廃棄)
- 第11 乙はこの契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
(調査)
- 第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。
(事故報告)
- 第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指示)
- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

※「甲」は実施機関、「乙」は受託者を指す。

※委託事務の実態に即して、適宜、必要な事項の追加及び不要な事項の省略等を行うこととする。